

第50号議案

島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

島根県工業用水道料金徴収条例（昭和43年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表飯梨川工業用水道の項中「16円50銭」を「17円50銭」に改め、同表の備考中「33円」を「35円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。